

Japan Corporate / M&A Newsletter

平成21年独占禁止法の改正

本年6月10日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）（以下「改正独禁法」という）が公布され、1年以内に施行される。改正独禁法による改正点は多岐に渡るが、課徴金制度の見直しを行うとともに、企業結合規制の見直しをも行うもので、企業法務やM&Aの実務に対する影響も大きいと考えられる。

【執筆担当:原悦子】

課徴金制度は平成17年独禁法改正により新たに課徴金減免制度が導入されるなど、大幅な改正が行われたが、施行後2年以内にその在り方等につき見直しが予定されていた。改正独禁法は課徴金制度の見直しを行うとともに、以前より検討されていた企業結合規制の見直しを行った。改正独禁法による改正点は多岐に渡るが、以下では、①課徴金制度の見直し及び②企業結合規制の見直しのうち、主な改正点を概説する。

(1) 課徴金制度の見直し

①課徴金の対象となる行為類型の拡大

(a)私的独占のうち、支配型私的独占は平成17年改正により課徴金の対象とされていたが、改正独禁法は排除型私的独占を新たに課徴金の対象とした。排除型私的独占の課徴金の額は対象商品又は役務の売上高に対する比率で、製造業等では6%、小売業では2%、卸売業では1%とされている。なお、公正取引委員会は本年6月19日に「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（原案）を公表しており、今後は排除型私的独占に該当する行為の明確化が図られることとなる。また、(b)不正な取引方法に対する執行の強化を図るため、不当廉売、差別対価、共同の取引拒絶及び再販売価格の拘束が、同一の行為を繰り返すことを条件として課徴金の対象とされた。不正な取引方法の課徴金の額は政令に定める方法に従い算定される売上高に対する比率で、製造業等では3%、小売業では2%、卸売業では1%とされている。さらに、(c)優越的地位の濫用についても、繰り返しを条件とせずに課徴金の対象とされた。優越的地位の濫用の課徴金の額は政令に定める方法に従い算定される売上高に対する比率で、一律に1%とされている。改正独禁法による課徴金の対象となる行為類型の拡大により、今後の企業活動における実務への影響は大きいと思われる。

②課徴金減免制度の拡充

改正独禁法は、平成17年改正に導入された課徴金減免制度に一定の効果が認められたことから、課徴金減免制度を拡充した。課徴金の減免を受けることのできる企業数を調査開始前と開始後をあわせて現行の3社から5社（但し、調査開始後は最大3社）に拡大した。また、同一グループ内の事業者が共同申請をすることを認め、その場合の共同申請は単独申請とみなされることとなった。

(2) 企業結合規制の見直し

①株式取得の事前届出制

改正独禁法は今まで事後報告制とされていた株式取得を事前届出制とし、合併、会社分割及び事業等譲受（以下、「合併等」という）と同様に、30日間の待機期間を設けた。改正独禁法は株式取得と合併等の平仄をあわせるものであるが、株式取得は多くのM&A取引で利用されることから、今後は待機期間を念頭においた上で、スケジューリングなどを行う必要が生じよう。また、現行法は株式取得により議決権保有割合が10%、25%又は50%を超える場合の3区分で報告が必要とされているが、改正独禁法では、20%又は50%を超える場合の2区分に簡素化された。なお、改正独禁法により共同株式移転で持株会社が設立される場合にも事前届出が必要とされ、手続が整備された。

②届出基準等の見直し

(a)現行法上、合併等に際して事前届出が必要とされる場合は、原則として「総資産合計額」を基準とし、一方が100億円超、他方が10億円超である場合である。改正独禁法は、新たに導入した「企業結合集団」の「国内売上高合計額」を基準とし、一方が200億円超、他方が50億円超である場合とした。「企業結合集団」の具体的な範囲は今後制定される公正取引委員会の規則を待つことになるが、上記金額算定に際し、現行法では当事会社並びにその直接の親会社及び子会社までしか含まれないのに対し、改正独禁法においては「親会社」・「子会社」の連鎖で構成されるグループ会社全体が含まれることになるものと思われる。また、(b)現行法上、外国企業は「国内売上高」を基準としていたが、「国内売上高」は日本の子会社又は営業所の損益計算書に記載される売上高を指しており、日本国内に子会社も営業所もない外国会社は日本に対する輸出がある場合でも、届出基準を満たさないと考えられていた。改正独禁法は外国会社にも国内会社と同様の基準を適用する趣旨で「国内売上高合計額」を基準とした。「国内売上高合計額」の具体的な範囲は今後制定される公正取引委員会の規則を待つことになるが、子会社又は営業所を経由しない日本への輸出額も捕捉する形となることが予想される。さらに、(c)現行法上、グループ内における合併等の届出免除は親子会社間及び兄弟会社間においてしか適用されていないが、改正独禁法は届出免除の範囲を同一の企業結合集団に属する会社の合併等及び株式取得にも拡大した。

公正取引委員会の規則制定を待つ事項もあるが、改正独禁法は企業法務やM&Aの実務に対して影響を及ぼす事項を多く含んでおり、来年早々ともいわれる施行日後の対応には、今から留意しておく必要がある。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の原悦子(etsuko.hara@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小館浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2009